

市環 第 243 号
令和 8 (2026) 年 1 月 27 日

飯山市国民健康保険運営協議会 会長 様

飯山市長 江沢 岸生

飯山市国民健康保険税の課税額等について (諮問)

飯山市国民健康保険税の課税額等の適正化について、貴協議会のご意見をお聞きしたいので、飯山市国民健康保険条例第 3 条及び飯山市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

国民健康保険制度については、平成 30 (2018) 年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村への納付金の決定、医療給付費の交付等を行い、市町村は保険税の決定や賦課徴収など住民に身近な業務を引き続き行うこととされました。

令和 8 (2026) 年度の飯山市国民健康保険事業費納付金の算定結果については、令和 8 (2026) 年 1 月 20 日付 7 健増国第 369 号にて長野県より通知がありました。この通知に基づき、国民健康保険特別会計の基盤安定を図るため、保険税課税率の改定等について市町村国民健康保険運営協議会での審議が求められています。また、令和 8 (2026) 年度より「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

つきましては、国民健康保険税の課税額等の適正化に向け、次の点についてご審議いただき、令和 8 (2026) 年 2 月 3 日までに答申いただきますようお願いいたします。

- 1 子ども・子育て支援納付金に係る課税額等の算定
- 2 県が目指す保険料 (税) 算定方式の統一に向けた税額等の改定